

西東京市スポーツ・運動施設

指定管理者 募集要項

西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課

目 次

公募の概要	1
公募スケジュール	2
1 基本的な運営方針	3
2 施設の概要	3
3 指定管理者が行う業務	4
4 指定の期間	4
5 指定管理業務に関する経費	4
6 管理の基準	5
7 市と指定管理者のリスク分担	6
8 管理責任者の指定	9
9 応募資格	9
10 応募の手続き	10
11 応募のための提出書類	11
12 選定方法	13
13 協定の締結	14
14 事業実施状況の監視等	15
15 環境負荷低減の取組	16
16 その他の事項	16
17 問い合わせ先	17
資料1 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する基本協定書【原案】	
資料2 西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する令和 年度協定書【原案】	

公募の概要

1 施設の名称	西東京市スポーツ・運動施設
2 根拠条例等	西東京市スポーツ施設条例 西東京市立公園条例 西東京市スポーツ施設条例施行規則 西東京市立公園条例施行規則
3 指定管理業務の範囲	(1) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会教育活動等のためのスポーツ・運動施設の提供に関する業務 (2) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等の指導及び普及に関する業務 (3) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する情報の収集及び提供に関する業務 (4) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する相談に関する業務 (5) その他上記に準ずる業務
4 指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
5 募集及び選定方法	募集は、公募型プロポーザル方式により行います。 西東京市スポーツ施設等指定管理者候補選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査を経て、指定管理者候補を選定します。 審査は、第1次審査（書類審査）と第2次審査（面接・プレゼンテーション審査）の総合加点方式とします。 なお、選定の結果によっては、適格者なしとする場合もあります。
6 選定結果の通知及び公表	選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、市ホームページでも公表します。
7 協議及び仮協定	選定委員会による選定結果を踏まえ、市と指定管理者候補は指定管理業務の細目について協議を行います。この場合、市は必要に応じて指定管理者候補の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができます。協議成立後、仮協定を締結します。指定管理者候補との協議が成立しない場合は、次点候補と協議を行います。
8 指定管理料	応募時に提出される収支予算書をもとに、協議の上で決定します。
9 指定及び協定	令和4年第4回市議会定例会での議決を経て、令和5年4月1日に指定管理者の指定及び協定の締結を行う予定です。

公募スケジュール

1	指定管理者の募集期間		関連ページ
	公募説明会	令和4年7月1日(金)午後	10
	施設案内会(4施設)	令和4年7月5日(火)	10
	屋外施設見学(6施設)	令和4年7月1日(金)から7日(木)まで	10
	質問書受付締切日	令和4年7月14日(木)	11
	質問書の回答	令和4年7月27日(水)	11
	応募書類受付日	令和4年8月31日(水)	11
2	第1次審査(書類審査)	令和4年9月中旬	13
3	第1次審査結果の通知	令和4年9月中旬	13
4	第2次審査(面接審査及びプレゼンテーション審査)	令和4年9月29日(木)予定	13
5	指定管理者候補の選定	令和4年10月上旬	13
6	仮協定の締結	令和4年11月上旬	14
7	市議会の議決	令和4年12月予定	-
8	指定管理者指定の告示	令和5年4月1日	-
9	協定の締結	令和5年4月1日	-

1 基本的な運営方針

西東京市（以下「市」という。）では、スポーツ・運動施設の管理運営について、利用者サービスの向上と経費の節減を図るため、平成20年4月から指定管理者制度を導入しています。令和4年度で5年間の指定管理期間が満了することに伴い、次期指定管理者を選定するため、広く事業者の募集を行います。

引き続き、民間事業者による専門性や知見を活用し、スポーツ・運動施設の管理運営における創意工夫を加味した上で、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションその他社会体育活動等の普及振興を図るとともに、市民の健康の増進に寄与することを基本的な運営方針とします。

2 施設の概要

	名 称	所 在 地	敷 地 面積(m ²)	建 築 面積(m ²)	延 べ床 面積(m ²)
①	西東京市スポーツセンター	西東京市中町一丁目 5番1号	2,577	1,778	4,965
②	西東京市総合体育館	西東京市向台町五丁目 4番20号	3,000	1,800	3,105
③	西東京市南町スポーツ・文化交 流センター「きらっと」	西東京市南町五丁目 6番5号	3,072	2,270	3,012
④	西東京市武道場	西東京市東町二丁目 4番13号	743	427	1,259
⑤	西東京市向台運動場	西東京市向台町五丁目 1059番1外	29,388	—	—
⑥	西東京市芝久保運動場	西東京市芝久保町 一丁目1465番	8,969	—	—
⑦	西東京市芝久保第二運動場	西東京市芝久保町 五丁目2277番	6,737	—	—
⑧	西東京市ひばりが丘総合運動場	西東京市ひばりが丘 三丁目1616番1	26,369	—	—
⑨	西東京市健康広場	西東京市栄町一丁目 630番1外	3,929	—	—
⑩	市民公園グラウンド	西東京市向台町五丁目 1059番	6,972	—	—

※ 各施設の開館・開場時間、休館日・休場日等は西東京市スポーツ施設条例（以下「スポーツ条例」という。）、西東京市スポーツ施設条例施行規則（以下「スポーツ規則」という。）及び西東京市立公園条例（以下「公園条例」という。）等をご覧ください。

3 指定管理者が行う業務

各業務水準は、別紙「総括仕様書」を参照してください。

- (1) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会教育活動等のためのスポーツ・運動施設の提供に関する業務
- (2) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等の指導及び普及に関する業務
- (3) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (4) 体育、スポーツ、レクリエーション、社会体育活動等に関する相談に関する業務
- (5) その他上記に準ずる業務

4 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

5 指定管理業務に関する経費

スポーツ・運動施設の指定管理業務にかかるすべての経費は、市が支払う指定管理料のほか、利用料金収入、自主事業収入（各種スポーツ教室・レッスンプログラム等）、共催事業収入（他団体と共催するイベント等）、市からの委託事業収入及びその他の収入（自動販売機収入等）をもって充てるものとします。

(1) 市が支払う指定管理料の内容

指定管理料の金額は、指定管理者から提出される収支予算書をもとに、協議の上で決定します。なお、新型コロナウイルス感染症などの不可抗力リスクは生じない前提で収支予算書を作成してください。

- ① スポーツの普及振興に関する経費
- ② スポーツ・運動施設の運営・維持管理に関する経費

(2) 利用料金収入

指定管理者は、スポーツ・運動施設の利用者（市を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とします。利用料金は、市がスポーツ条例及び公園条例で定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることができます。

指定管理期間中に係る利用料金収入のうち市または、前任の指定管理者が収納した額については、明細を付して指定管理者に引き渡します。

(3) 指定管理料の支払い

指定管理料の支払方法は、市と協議し、協定で定めることとします。

(4) 指定管理料の精算

市が示した水準を下回ることなく指定管理業務を確実に実施する中で、利用料金収入や自主事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については精算により、収入額から支出額を減じた額の2分の1に相当する金額を市に返還するものとします。

また、指定管理者の運営に起因して利用料金収入や自主事業収入に不足額が生じた場合には補てんは行いません。

(5) 区分会計の独立

指定管理者は、指定管理業務実施に係る経理事務を行うに当たり、団体自体と独立した会計とし、帳簿書類及び経理規定を分離して設けてください。

市から要求があった場合には、帳簿書類を開示しなければなりません。また、当該業務に関しての監査が受けられる体制を整えなければなりません。

(6) 管理口座

指定管理業務に関連する出入金の管理は、原則1口座で管理してください。

(7) 経費に関する協議

指定管理料については、会計年度ごとに指定管理者から提出される収支予算書を踏まえ、予算編成過程や市議会による予算議決を経て、次年度の年度協定を締結する中で決定します。

6 管理の基準

スポーツ条例、スポーツ規則、公園条例、西東京市立公園条例施行規則等に基づき指定管理業務を行っていただきます。スポーツ・運動施設及び附帯設備を適正に管理する上で必要不可欠な業務運営の基本的事項は次のとおりです。

(1) 開場・開館時間（スポーツ条例第6条）

指定管理者は、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができます。

また、指定管理者への応募に当たり、開場・開館時間の変更を提案することができます。

(2) 休場・休館日（スポーツ条例第5条）

指定管理者は、市長の承認を得て、休場・休館日を変更し、又は臨時に休場・休館日を設けることができます。

また、指定管理者への応募に当たり、休場・休館日の変更を提案することができます。

(3) 利用申請（スポーツ規則第3条）

スポーツ・運動施設利用希望者は、公共施設予約管理システムを利用し、利用に係る抽選の申込み又は申請をし、指定管理者の承認を受けることとしています。なお、市の主催事業及び市の後援する事業のうち指定管理者が特に認めた場合は、あらかじめ双方協議

した条件により期間外での申請を可能とします。

(4) 利用承認の制限（スポーツ条例第7条）

次の場合には、利用を承認することができません。

- ① 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- ② スポーツ・運動施設を損傷するおそれがあるとき。
- ③ 管理運営上の支障があるとき。

(5) 利用承認の取消し等（スポーツ条例第8条）

次の場合には、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができます。

- ① スポーツ・運動施設の利用の申請の目的又は利用の条件に違反したとき。
- ② スポーツ条例若しくはスポーツ規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
- ③ 災害、事故、その他の事由により、スポーツ・運動施設の利用ができなくなったとき。
- ④ その他特に必要があるとき。

(6) 利用料金の設定と減免（スポーツ条例第9条、第10条）

利用料金の額は、スポーツ条例別表第2及び公園条例別表（3）に定める額の範囲内（消費税含む。）において、指定管理者が市長の承認を得て決定するものとします。

指定管理者は、市長の承認を得て利用料金の減免を行うことができますが、以下の減免基準については、引き続き適用していただきます。なお、市が事業等で使用する場合には規定の利用料金を支払います。

減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補てん等の措置は行いません。

ア 免除するもの

- ① 指定管理者が主催又は共催等により実施する事業
- ② 市が認定する社会教育団体が市民等を対象として実施する事業
- ③ 市が認定する青少年健全育成団体が市民等を対象として屋外施設（向台運動場、市民公園グラウンド、芝久保運動場、健康広場）を利用するとき。
- ④ 市民等の障害者等が個人で利用するとき。
- ⑤ 指定管理者が必要と認めるとき。

イ 減額できるもの（50%減額）

- ① 市が認定する社会教育団体が市民等を対象として実施する事業以外の利用に供するとき。
- ② 市民等以外の障害者等が個人で利用するとき。
- ③ 指定管理者が必要と認めるとき。

7 市と指定管理者のリスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、次表のとおりとします。

ただし、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

(共通)

○主負担 △従負担

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者		
		市	指定管理者	
事業計画変更リスク	市の帰責事由による事業内容の変更に関するもの	○		
	上記以外の事由による事業内容の変更に関するもの		○	
募集要項リスク	募集要項の誤りによるもの	○		
仕様書等リスク	仕様書等の誤りによるもの	○		
制度関連リスク	法令の変更リスク	指定管理業務に直接関係する法令の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令の新設・変更によるもの（点検等）	○	
	許認可リスク	許認可の遅延に関するもの（市が申請を行うもの）	○	
		許認可の遅延に関するもの（上記以外の部分）		○
	税制度リスク	指定管理業務に関する新税の成立、税率の変更	○	
		法人税の変更に関するもの		○
年度協定締結後の消費税の変更に関するもの		○		
社会リスク	住民対応リスク	指定管理業務に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの	○	
		上記以外に対する住民反対運動・住民要望・訴訟に関するもの	○	
	環境問題リスク	指定管理者の帰責事由による騒音、振動等の発生等に関するもの		○
		上記以外の事由による環境問題の発生等に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	指定管理者の帰責事由による事故等の発生に関するもの		○
		上記以外の事由（不可抗力を除く。）による事故等の発生に関するもの	○	
債務不履行リスク	指定管理者の帰責事由によるサービス提供の中止・停止・不能等（事業の破綻・悪化・放棄・サービスの品質等が仕様レベルを下回った場合等）に関するもの		○	
	指定管理料の支払その他の市が負担すべき債務履行の遅延、不能等によるもの	○		
不可抗力リスク	戦争、暴動、自然災害、感染症拡大等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	○	△	
物価リスク	物価変動に関するもの	△	○	
指定取消しリスク	指定管理者の帰責事由による指定の取消しに関するもの		○	
	上記以外の事由（不可抗力を除く。）による指定の取消しに関するもの	○		

(協定締結前段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
応募リスク	応募費用の負担に関するもの		○
協定締結リスク	市の帰責事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの		○
	上記以外の事由により協定が締結できない又は締結手続に長期間を要すること等によるもの	○	○
指定処分リスク	指定の議決が得られなかったことによるもの		○
	市が指定処分をしない又は指定手続に長期間を要すること等によるもの	○	

(維持管理・運営段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
維持管理・運営開始の遅延リスク	指定管理者の帰責事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	上記以外の事由(不可抗力を除く。)による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
要求性能リスク	要求性能等の未達、不適合等に関するもの		○
	市の指示による要求性能等の変更等に関するもの	○	
施設瑕疵リスク	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○	
施設損傷リスク	指定管理者の帰責事由(適切な維持管理・運営業務を実施しなかったこと等)による施設、設備等の劣化に起因する損傷に関するもの		○
	上記以外の事由(不可抗力を除く。)による施設、設備等の劣化に起因する損傷に関するもの	○	
施設損傷リスク	指定管理者の帰責事由による施設、設備等の損傷に関するもの		○
	上記以外の事由(不可抗力を除く。)による施設、設備等の損傷に関するもの	○	
備品リスク	指定管理者の帰責事由による市の備品の損傷に関するもの		○
	上記以外の事由(不可抗力を除く。)による市の備品の損傷に関するもの	○	
需要リスク	利用者の減少に関するもの		○
利用料金リスク	利用料金の上限額の変更に関するもの	○	
	利用料金変更の不承認に関するもの		○
	利用料金の徴収に関するもの		○
	利用料金の減免に関するもの		○
付帯施設リスク	付帯施設(付帯駐車場等)に関するもの		○

公共施設予約管理システムリスク	L A N ・ システムの構築、改修（料金改定に係るものを除く。）若しくはメンテナンス又は誤作動、停止その他の不具合に関するもの	○	
	料金改定に伴うシステムの改修に関するもの	△	○

(事業終了段階)

リスクの種類	リスクの内容・要因等	負担者	
		市	指定管理者
終了手続リスク	市又は次期指定管理者への引継ぎその他の指定管理業務の終了に伴う諸手続及びその費用の負担に関するもの		○

8 管理責任者の指定

指定管理業務について総括的な責任者1名を置くとともに、スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」については、それぞれ代表する管理責任者（無期雇用社員の常駐。館長に相当する職）を置いてください。

9 応募資格

(1) 応募者

法人等であること（法人格の有無は問いません）。個人での応募はできません。

(2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は、応募者となることができません。

また、応募者は当該団体から直接又は間接に支援を受けることはできません。

なお、協定締結までの期間に該当となった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する団体
- ② 応募書類提出時点において、西東京市指名停止基準（平成13年5月14日付13西総契第12号市長決裁）による指名停止を受けている団体
- ③ 西東京市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団関係者に該当する団体
- ④ 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加排除措置を受けている団体
- ⑤ スポーツ条例第16条の欠格事由に該当する場合
- ⑥ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている団体
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている団体

- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている団体
- ⑨ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている団体
- ⑩ 直近 3 事業年度において、法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税又は法人市町村民税に未納税額がある団体
- ⑪ 選定委員会の委員が属する団体
- ⑫ 提出された書類の記載事項に虚偽があった団体

(3) グループ応募

単独の団体では業務が担えない場合には、適正に業務を遂行できる複数の団体とグループで応募することができます。

- ① グループを構成する団体の数は 2 団体以上とし、その中から代表団体を一つ決めてください（代表団体以外の団体は、構成団体とします。）。
- ② 代表団体、構成団体ともに、上記応募者の制限の対象となります。
- ③ 複数のグループ応募の構成員になることはできません。
- ④ 代表団体は、業務の遂行に責任を持たなければなりません。
- ⑤ 応募書類は、代表団体が提出してください。
- ⑥ 応募書類提出後のグループの構成団体の変更は、原則として認められません。

10 応募の手続き

(1) 募集要項

募集要項及び関係書類については、市ホームページ中の「事業者向け情報」よりダウンロードしてください。新たに追加する資料や質問への回答など、募集に係る最新の情報は市ホームページにおいて公表します。

(2) 公募説明会及び施設案内会

募集要項や関係書類を持参の上、応募予定団体は公募説明会に必ず出席してください。

	日時・場所
公募説明会	令和 4 年 7 月 1 日（金） 午後 西東京市役所田無第二庁舎
施設案内会 （4 施設）	令和 4 年 7 月 5 日（火） 午前 10 時：武道場 午前 11 時：スポーツセンター 午後 2 時：南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」 午後 3 時：総合体育館
屋外施設見学 （6 施設）	令和 4 年 7 月 1 日（金）から 7 月 7 日（木）まで ※見学随時。施設利用者への十分な配慮をお願いします。

※公募説明会・施設案内会では質問を受け付けません。

- ※グループでの応募を検討している場合は団体(法人)ごとに申し込んでください。
- ※各団体(法人)2名以内でご参加ください。
- ※施設案内会の参加及び屋外施設見学は必須ではなく、参加の有無が審査に影響することはありません。
- ※各施設には十分な駐車場がありません。

- 申込方法：6月28日(火)正午までに「様式1」により、電子メールにてお申込みください。追って、説明会の案内をメール返信にてお知らせします。
- 申込先：西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課
E-mail sports@city.nishitokyo.lg.jp
※メール表題に「【指定管理者公募説明会申込 ○○○(団体名)】」と明記してください。

(3) 質問の受付

- 「様式2」(同様の書式可)により、電子メールにて送付ください。
- E-mail sports@city.nishitokyo.lg.jp
- ※メール表題に「【指定管理者公募 質問 ○○○(団体名)】」と明記してください。
- 質問受付は7月14日(木)まで。7月27日(水)に回答を予定しています。
- なお、質問内容が不明瞭なものには回答しない場合があります。

(4) 費用の負担

応募に要する経費は応募者の負担とします。

(5) 応募書類の提出

- ① 受付日：令和4年8月31日(水)
- ② 受付時間：午前10時から午後4時まで(時間厳守)
- ③ 受付場所：西東京市役所田無第二庁舎5階スポーツ振興課窓口
- ④ 受付方法：直接提出(郵送等不可)。書類が不備な場合には受付できません。

11 応募のための提出書類

(1) 応募書類

以下の書類を正本1部、副本9部(複写可)提出してください。①、⑤、⑫、⑬、⑭以外の書類は、全ての構成員ごとに提出してください。なお、書類は全てA4サイズで統一してください。

応募書類	正本	副本	様式
① 指定管理者指定申込書	○		様式3
② 指定管理者指定申請者連絡先届出書	○		様式4
③ 指定管理者指定申込に関する誓約書	○		様式5

④ 団体の概要	○	○	様式6 共同事業体 の場合は様 式7
⑤ グループ結成協定書兼委任状又はこれに相当する書類 グループ構成団体、代表団体、組織運営に関する記載事項等を含む ※グループ応募の場合のみ提出	○	○	様式8
⑥ 定款、寄附行為、規則その他これらに類するもの	○	○	任意様式
⑦ 財務諸表又はこれらに類するもの 直近3年間の決算資料（貸借対照表、損益計算書等）	○	○	
⑧ 法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書） 指定管理者指定申請日前3か月以内のもの。法人以外 の場合はこれに類するもの	○		各種証明書
⑨ 納税証明書 ※直近3年間の国税の納税証明書（その3の3「法人 税」及び「消費税及地方消費税」に未納額がないこと の証明書 ※直近3年間の地方税の納税証明書（法人事業税、法 人都道府県民税及び法人市町村民税に未納額がないこ との証明書	○		
⑩ 印鑑証明書 指定管理者指定申請日前3か月以内のもの	○		
⑪ 直近5年間の類似業務の実績 公共施設管理運営、スポーツ振興事業	○	○	任意様式
⑫ 指定管理業務分担一覧表 ※グループ応募の場合のみ提出	○	○	
⑬ 基本事業計画書、各種スポーツの振興に関する事 業の提案、実施体制表、収支予算書	○	○	様式9～12
⑭ 危機管理マニュアル等に関する書類 火災、地震発生、緊急事故発生時における対応及び体 制	○	○	任意様式

※上記のほか、選定結果通知封筒として、角形2号封筒に選定結果の送付先を明記し、84円切手を貼付したものを1部添付してください。

※副本については、⑬に掲げた様式9～12の書類と他の書類（④、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫）とを別にして綴ってください。

(2) 留意事項

- ① 応募書類に虚偽の記載や不正があった場合は、失格とします。
- ② 応募申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ③ 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ④ 提出された応募書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- ⑤ 応募1団体につき提案は1件とします。複数の提案はできません。
- ⑥ 指定管理者候補に選定された団体の事業計画書等の書類について、市議会議決用の資料としてその内容を利用できるものとします。また、指定管理者に決定した団体の事業計画書等の書類は、西東京市情報公開条例第7条の規定に基づき原則公開となります。書類で使用する画像データ等にご注意ください。

12 選定方法

選定委員会（7人）の審査を経て、指定管理者候補を選定します。

(1) 指定管理者候補の選定

- ① 第1次審査（書類審査）
選定委員会において、選定基準により第1次審査を実施し、応募が4団体以上あった場合には、上位3団体を第2次審査対象者として選定します。
- ② 第2次審査（面接・プレゼンテーション審査）
出席者は応募者の正社員に限るものとし、総括的な責任者（予定者可）は可能な限り出席してください。
- ③ 総合加点方式
審査は、第1次審査と第2次審査の総合加点方式で行い、指定管理者候補及び次点候補の選定を行います。審査の結果によっては、適格者なしとする場合があります。

(2) 選定基準・審査項目

選定基準・審査項目		配点
1	スポーツ・運動施設の平等な利用が確保されること	
	指定管理業務を行うに当たっての基本方針に対する評価	70
	スポーツ・運動施設の提供に関する事業の実施方針に対する評価	70
	指定管理業務全般についての自己の事業評価に対する評価	28
	情報公開に関する考え方が積極的か	28
	個人情報適切に保護されるか	28
2	事業計画書の内容がスポーツ・運動施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営ができること	
	指導及び普及に関する事業（スポーツの振興に関する事業）に対する評価	70
	施設利用率、施設利用者等の向上に向けた取組に対する評価	70
	スポーツ・運動施設の維持管理に対する評価	70
	市民や利用者の意見聴取・反映方法に対する評価	56
	情報の収集及び提供に関する事業に対する評価	28
	相談に関する評価	28

3 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	
収支予算書が適切か	56
管理施設全体の実施体制（人員配置等）が適切か	56
財務諸表等が良好か	28
直近5年間の類似業務の実績は適切か	28
危機管理、緊急時対応や体制が適切か	56
第1次審査（書類審査）小計	770
第2次審査（面接・プレゼンテーション審査）	210
合計（総合点）	980

(3) 選定結果の通知・公表

- ① 第1次審査の結果は、令和4年9月中旬に応募者全員に通知します。
- ② 第2次審査の結果は、令和4年10月上旬に対象者全員に通知するとともに、選定結果の概要を市ホームページにて公表します（2位以下の応募者は匿名）。
なお、選定結果に対する異議等には、一切応じられません。

13 協定の締結

(1) 協議

市と指定管理者候補は、指定管理業務の細目について協議を行います。この場合において、市は、必要に応じて指定管理者候補の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。また、総括仕様書等で定めている資格保有者の配置について、証明書等の写しにより確認します。協議を進めて合意に達した後は仮協定を締結します。

なお、指定管理者候補との協議が成立しない場合には、次点候補者と協議を行います。

(2) 協定

令和4年第4回市議会定例会（令和4年12月予定）での議決後、令和5年4月1日に指定管理者の指定、本協定を締結する予定です。

協定では、指定期間中の総括的な事項を定めた基本協定（原案：資料1）と、各年度の業務内容及び指定管理料を定めた年度協定（原案：資料2）を締結します。

指定管理者がグループ団体である場合は、グループ構成員全員の同意書を提出していただき、協定締結はグループ代表団体のみで行います。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者候補が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当する場合は、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められる場合
- ③ 著しく社会信用を損なう等で指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

(4) その他

- ① 協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。
- ② 協定の履行を確保（将来的な損害賠償への備え）するため、指定管理者は、市を被保険者とする履行保証保険（定額てん補特約付き）契約を保険会社と年度ごとに締結してください。締結後は、毎年度当初に保険証券を市に提出するものとします。なお、この保証に係る保険金額は、指定管理料の100分の10以上をお願いします。
- ③ 何らかの事由により、協定変更又は追加協定を締結する必要が生じた場合、協議の申出は、市及び指定管理者双方とも変更予定日の6か月前までに行うこととします。

14 事業実施状況の監視等

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

(1) 事業報告書

指定管理者は毎月事業報告書を作成し、市に提出します。なお、記載事項等については、協定で定めるものとします。

(2) 市による事業実施状況の確認

市は、指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を随時行います。

(3) 指定管理者が行う評価

指定管理者が行う自己評価の方法及び内容等について、提案してください。

(4) 業務水準が低下した場合の措置

状況確認やモニタリングの結果、総括仕様書及び指定管理者が提出する業務計画書に定められた業務が遂行されていないことが判明した場合には、市は改善措置を講ずる等の指導、さらには業務の停止や指定の取消し（以下①②）、又は指定管理料の減額等を行うことがあります。

① 指定管理者の帰責事由による場合

管理運営の継続が困難になった場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

② 上記①以外の場合

不可抗力等の市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により管理運営の継続が困難になった場合は、管理運営の可否について協議するものとします。一定期間に協議が整わなかった場合には、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

※上記①②のいずれの場合においても、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

(5) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出しなくてはなりません。

15 環境負荷低減の取組

市では、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐため、自治体として2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

指定管理者は、社会情勢を踏まえ、スポーツ・運動施設に再生可能エネルギー由来の電力を積極的に取り入れるなど、環境への負荷低減に資する取組を推進してください。

16 その他の事項

(1) 業務の引継ぎについて

指定管理者として選定された団体は、各種印刷物作成や業務全般について、現在の指定管理者より引継ぎを行ってください。令和5年3月31日以前に業務引継ぎ等に要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者又は市に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎを行うものとします。

(2) 指定管理業務の包括委託の禁止

指定管理者は、指定管理者が行う業務の全てを包括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

(3) 地域経済貢献

市内雇用並びに市内公共的団体及び市内事業者の積極的な活用を求めます。

(4) 特定非営利活動法人西東京市体育協会との連携

南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」2階において、特定非営利活動法人西東京市体育協会が運営するスポーツ相談窓口として約30㎡を使用許可する予定です。指定管理者は、情報提供等（教室チラシの提供等）の面において、同協会との連携をお願いします。

(5) 市内総合型地域スポーツクラブとの連携及び支援・協力

市には、令和4年6月時点で2つの総合型地域スポーツクラブがあります。活動場所の確保や連携等の活動支援を行っていただくことを求めます。

(6) 駐車場料金の割引

スポーツセンター利用者が保谷庁舎駐車場（民間事業者が運営）を利用する際の割引

分及び、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」利用者が田無庁舎駐車場（民間事業者が運営）を利用する際の駐車場料金の割引分は、指定管理者に負担をお願いしています。

現在、スポーツセンター及び南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」利用者の駐車場割引は以下のとおりです。

- ・施設利用者は、1時間無料処理
- ・指定管理者自主事業参加者は、1レッスンにつき2時間無料処理
- ・一部幼児事業参加者及び障害手帳お持ちの方は、免除処理

(7) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた取組

「新しい生活様式」等の新型コロナウイルス感染症による社会情勢を踏まえた取組の推進を求めます。

17 問い合わせ先

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 住 所 | 〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎5階 |
| (2) 担当部署 | 西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課 |
| (3) 電話番号 | 042-420-2818（直通） |
| (4) F A X | 042-420-2893（共通） |
| (5) E-mail | sports@city.nishitokyo.lg.jp |

資料 1

西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する基本協定書【原案】

西東京市（以下「甲」という。）と ●●●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり西東京市スポーツ・運動施設（以下「スポーツ施設」という。）の指定管理業務に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、スポーツ施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、スポーツ施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する体育、スポーツ、レクリエーションその他社会体育等の普及振興及びスポーツ施設利用効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第3条 乙は、スポーツ施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が指定管理者である乙によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総括仕様書 本業務に係る仕様書のことをいう。
- (2) 指定管理料 甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 法令 法律、政令、省令、条例及び規則その他行政機関が公布等する規程等をいう。
- (4) 年度協定 本協定に基づき、各年度の業務内容の詳細及び各年度の指定管理料を定めるために甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (5) 基本事業計画書 公募時における乙の提案を基に甲乙協議の上調製する全指定期間に係る長期的かつ総合的な事業計画書をいう。
- (6) 年度事業計画書 基本事業計画書に基づき各年度の本業務の実施に係る事業計画書をいう。
- (7) 不可抗力 天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動、感染拡大等）、法令改正その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 独自事業 本協定に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

（管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、スポーツ施設と管理物品

からなる。スポーツ施設及び管理物品の内容は、別記1※省略のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。
(指定期間)

第7条 西東京市スポーツ施設条例（平成17年西東京市条例第24号。以下「スポーツ条例」という。）第19条の指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第8条 スポーツ条例第4条第2項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理物件の維持管理に関する業務
- (2) スポーツ施設の利用の承認に関する業務
- (3) 利用料金の收受、減額、免除及び還付に関する業務
- (4) スポーツ施設及びスポーツ施設外におけるスポーツ条例第3条に規定する事業の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、総括仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) スポーツ施設の目的外使用許可
- (2) スポーツ施設の修繕業務（詳細については、第14条第1項を参照のこと。）

(業務実施条件・水準)

第10条 乙が本業務を実施するに当たって満たさなければならない条件又は水準は、総括仕様書に示すとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件・水準の変更)

第11条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件・水準の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲又は業務実施条件・水準の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第12条 乙は、関係法令のほか、本協定、年度協定、総括仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、年度協定、総括仕様書及び事業計画書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、総括仕様書、募集要項、基本事業計画書、年度事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本事業計画書又は年度事業計画書にて総括仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(第三者による実施)

第13条 乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行う

ものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理物件の修繕等)

第14条 管理物件の修繕、改造、改築、増築及び移設については、次項に定めるものを除き甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、各年度事業計画書に計上された修繕費の範囲内で乙の責任において実施するものとする。但し、緊急を要する等の理由で50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕を乙が行う場合は、甲と予め協議するものとする。

3 乙が各年度に実施した修繕の費用が各年度事業計画書に計上された修繕費に満たない場合は、各年度末日をもって精算するものとする。

4 各年度事業計画書に計上された修繕費を超えて乙が実施すべき修繕事案が発生した場合は、甲及び乙が協議して対応するものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第15条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

3 災害等が発生した場合、乙は甲と協力して西東京市地域防災計画に基づく対応に当たるものとする。

(情報管理・情報公開)

第16条 乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び西東京市個人情報保護条例(平成13年西東京市条例第13号)の規定を遵守するほか、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、別記2「個人情報の取扱いに係る特記事項」※省略に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、次に掲げる事項のほかスポーツ施設の管理運営に関する事項について、施設内での資料の備え付けその他の方法により適宜公表するものとする。

(1) 管理業務の実施状況(施設設備維持管理状況等)

(2) 施設等の利用状況(利用者数、利用率等)

(3) 事業の実施状況(実施した事業の状況等)

(4) 管理経費等の収支状況

(5) 利用者モニタリングの結果

(近隣対策)

第17条 乙は、スポーツ施設の管理運営に当たっては近隣住民との協調に努め、騒音、悪臭、ごみの散乱、砂塵の飛散、交通渋滞等のトラブルを防止するよう留意しなければならない。

2 スポーツ施設の管理運営に伴って近隣住民との間に問題が発生した場合は、乙は責任を持って解決に向けた対策を講じなければならない。この場合において乙は問題発生時及び解決時にそれぞれ状況を甲に報告するものとし、必要に応じて甲と協議するものとする。

第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、備品等（別記1※省略）（I種）（以下「備品等（I種）」という。）を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等（I種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により備品等（I種）をき損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第19条 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等（II種）を購入し、又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

(公共施設予約管理システムの取扱い)

第20条 甲は、乙の本業務の遂行に当たり西東京市公共施設予約管理システム（以下「予約システム」という。）を乙の利用に供することができる。

2 甲は、甲の費用と責任において予約システムの保守管理を行い、常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、予約システムを利用する際において、西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則（平成14年西東京市規則第8号）のほか、関係する規定を遵守しなければならない。

4 乙は、予約システムのプログラム等の改修について甲に申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は協議を行うものとする。

5 前項の改修に伴い発生する費用負担については、甲及び乙の協議により定めるものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第21条 乙は、乙の提案を基に甲と協議の上調製した基本事業計画書に基づき本業務を実施するものとする。

2 乙は、毎年度甲が指定する期日までに翌年度の年度事業計画書及び指定管理料の積算書を提出し、甲と協議を開始しなければならない。

3 甲及び乙は、基本事業計画書又は年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第22条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、毎年度終了後60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理物件の維持管理の状況（修繕等の状況）
- (2) スポーツ施設等の利用状況（利用者数、利用率、使用不許可処分の件数・理由等）
- (3) 事業の実施状況（実施した事業の状況及び課題分析等）
- (4) 管理経費等の収支状況（利用料金の状況を含む）
- (5) 利用者モニタリングの結果

(6) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第 38 条から第 40 条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定を取り消された日から 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 乙は、四半期終了後、本業務に関し、甲が指定する期日である 7 月・10 月・1 月・4 月の 30 日（30 日が土曜・日曜・祝日に当たる場合は、その翌日とし、更に休日が続くときは、この例により順次繰り延べる。）までに次の各項に示す事項を記載した 3 か月分の事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

(1) 管理物件の維持管理の状況

(2) スポーツ施設等の利用状況（利用者数、利用率、使用不許可処分の件数・理由等）

(3) 事業の実施状況（実施した事業の状況）

(4) その他甲が指示する事項

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（業務実施状況の確認と改善勧告）

第 23 条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、スポーツ施設に立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び第 1 項による確認の結果、乙による業務実施が仕様書で甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

（監査）

第 24 条 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、本業務に関し出納その他の事務について監査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、乙に対し、出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求めることができる。

3 乙は、第 1 項の監査又は前項の出頭等の要求があつたときは、これに応じなければならない。

第 6 章 指定管理料

（指定管理料の支払）

第 25 条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 全指定期間に係る指定管理料の総額は、●億●●●万●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、この範囲内において別途年度協定で定めるものとする。

3 前項の全指定期間に係る指定管理料の総額は、これを保証するものではない。

4 乙は、各四半期の末日から 30 日以内に、当該四半期分の指定管理料の請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから 15 日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第 26 条 甲又は乙は、第 11 条第 1 項の変更又は別記 3「リスク分担表」※省略の物価リスク等に伴い当初合意された指定管理料が不相当となると認めるときは、相手方に対して文書によ

り指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

第7章 利益還元 (利益還元額)

第27条 第23条第1項第4号の収支状況の報告に基づき算定した収入額（指定管理料、利用料金収入、自主事業収入、共催事業収入その他指定管理業務に起因して乙が収入する金額の合計額をいう。）が支出額（文化・芸術事業費、人件費、管理費、事務費その他指定管理業務に起因して乙が支出する金額をいう。）を上回った場合、収入額から支出額を減じた額の2分の1に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を乙は甲に支払うものとする。

- 2 乙は、前項に規定する利益還元額を翌年度の5月末日までに甲に支払うものとする。

第8章 リスク分担、損害賠償及び不可抗力 (リスク分担)

第28条 本業務に係るリスク分担については、別記3「リスク分担表」※省略に定めるとおりとする。ただし、リスク分担表に定めのないリスクについては、甲乙協議してその分担を定めるものとする。

- 2 リスクの回避、軽減、除去等の措置及びリスクが顕在化した場合の措置等については、リスク分担表に定めるもののほか次条から第35条までに定めるところによる。

(損害賠償等)

第29条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 3 前2項に定めるところによるほか第三者への賠償については、民法（明治29年法律第89号）及び国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づいて処理するものとする。

(苦情、要望、住民運動、不服申立て又は訴訟への対応)

第31条 乙は、本業務に関し、利用者又は市民から苦情、要望、住民運動又は訴訟を提起されたときは、甲と協議の上誠実に対応しなければならない。

- 2 乙は、スポーツ施設の使用の許可その他の行政処分に関し、利用者から不服の申立て又は行政事件訴訟の提起があったときは、甲と協議の上行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、誠実に対応しなければならない。
- 3 前2項に規定する対応により発生した増加費用については、乙の負担とする。

(保険)

第 32 条 本業務の実施に当たり、甲又は乙が付保しなければならない保険は、次の表のとおりとする。

甲	火災保険 施設賠償責任保険
乙	施設賠償責任保険、履行保証保険

(不可抗力発生時の対応)

第 33 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 34 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した文書をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補てんされた金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合の対応及び負担については、前 3 項の規定を準用する。この場合において「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「甲」と読み替えるものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 35 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第 9 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 36 条 乙は、本協定の終了に際し引継ぎ書を作成し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第 37 条 乙は、本協定の終了までに、管理物件を原状（本業務を開始する前の状態をいう。）に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第 38 条 本協定の終了に際し、備品等（I 種）については、乙は、甲又は甲が指定する者に

対して引き継がなければならない。

- 2 本協定の終了に際し、備品等（Ⅱ種）については、乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において、両者が合意した場合は、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

第 10 章 指定期間満了以前の指定の取消し

（甲による指定の取消し）

第 39 条 甲は、スポーツ条例第 24 条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 乙が管理業務又は経理に関する市の指示に従わないとき。
- (5) 乙の経営状況から判断して本協定による業務を継続させることが適当でないとき。
- (6) 乙が不正な手段により指定を受けたとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前に西東京市行政手続条例（平成 13 年西東京市条例第 14 号）に基づく聴聞手続を行わなければならない。

3 第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

（乙による指定の取消しの申出）

第 40 条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被り、その損害を甲が賠償しないとき。
- (3) 乙が自らの経営状況から判断して、又は乙の責めに帰すべき事由により本協定による業務を継続することが困難であると認めるとき。
- (4) その他、乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第 41 条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

（指定期間終了時の取扱い）

第 42 条 第 35 条から第 37 条までの規定は、第 38 条から第 40 条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、この限りでない。

第 11 章 その他

(反社会的勢力)

第 43 条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める「暴力団」、同条第 6 号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 44 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(連絡調整会議等の設置)

第 45 条 甲と乙は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置する。

2 前項の連絡調整会議等の詳細については、甲と乙の協議により別に定める。

3 甲と乙は協議の上、前項の連絡調整会議等に、関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第 46 条 乙は、スポーツ施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、独自事業を実施することができるものとする。

2 乙は、独自事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、独自事業を実施するに当たっては、独自事業の実施条件等について別途協定を締結するものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 47 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、文書により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第 48 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 前項の協議の申出は、急を要する場合を除き協定変更予定日の 6 か月前までに行うものとする。

(管轄裁判所)

第 49 条 本協定に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(解釈)

第 50 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 51 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

仮協定締結日

令和 年 月 日

協定締結日

令和 年 月 日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

名 称 西東京市

代表者 西東京市長 印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者 印

資料 2

西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する令和●年度協定書【原案】

西東京市（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日に締結した西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務に関する令和●年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第 1 条 年度協定は、令和●年度の西東京市スポーツ・運動施設の指定管理業務（以下「本業務」という。）の内容の詳細及び本業務の実施の対価として支払われる令和●年度の指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和●年度の業務内容）

第 2 条 甲及び乙は、本業務の内容について、令和●年度事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（令和●年度の指定管理料）

第 3 条 甲は、令和●年度の指定管理料として、金●●●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払う。

（指定管理料の精算）

第 4 条 乙は、支払を受けた指定管理料のうち修繕費について、その支払の内訳を明らかにした精算書を甲に提出し、令和●年度の終了後 50 日以内に精算残金等を甲に返納しなければならない。

（疑義等の決定）

第 5 条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。
2 基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号

名 称 西東京市

代表者 西東京市長 印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者 印